

「約款」の構成

「約款」は、基本的にはつぎのような構成になっています。条文によっては「項」や「号」がない場合もあります。

条 … 「第X条」と表記されています。「第X条」の右には、「条」の内容を簡潔に表現した「条題」が記載されています。

項 … 「X.」と表記されています。

号 … 「(X)」と表記されています。「条」や「項」の中で、列挙するところがある場合に「号」を設けて記載します。

※文中のXは数字です。

【例】「無配当一時払終身保険（告知不要型）普通保険約款」の第7条の場合

第7条

第7条（当会社の責任開始期）

第1項

1. 当会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

第1号

(1) 保険契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合
一時払保険料を受け取った時

第2号

(2) 一時払保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
一時払保険料充当金を受け取った時

第2項

2. 第1項により当会社の責任が開始される日を契約日とします。

第3項

3. 当会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付し、これをもって承諾の通知とします。この場合、保険証券には、保険契約を締結した日を記載せず、第2項の契約日を記載します。